

自動車基準の国際調和、相互承認等に関する 道路運送車両の保安基準等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成 10 年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめるとともに、平成 11 年には「車両等の世界技術規則協定」に加入し、世界技術規則の制定をすすめているところです。

ここで、新たに相互承認（特定の装置について外国政府の認定を受けている場合、我が国において型式指定を受けたものと見なすこと。）を行うために日本が既に採用している「突入防止装置に係る協定規則（第 58 号）」その他 11 規則の改正案が、平成 19 年 11 月に開催された両協定の運営委員会である国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の第 143 回会合において採択されました。今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成 20 年 7 月 11 日に当該改正案が発効される予定となっています。

これを受け、「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、「装置型式指定規則」（平成 10 年運輸省令第 66 号）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等を改正する必要があります。

2. 改正概要

協定規則の改正の取り入れに伴う、保安基準等の改正事項は以下のとおりです。

(1) 新規採用事項

なし

(2) 既存採用事項

① 突入防止装置に係る基準の改正

「突入防止装置に係る協定規則（第 58 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラに適用します。

【改正概要】

- 突入防止装置の強度試験において、負荷荷重を変更（従来の 2 倍）します。
- 昇降装置が取り付けられている場合については、分割した突入防止装置の構造要件を定めます。
- 車両の最後端について、従前は地上高 3m 以上を除いていましたが、今後は地上高 2m 以上を除いた部分とします。

【適用時期】

- 平成 24 年 7 月 11 日以降に製作される自動車に備える突入防止装置に適用します。

- ② 車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯、後部上側端灯、後部霧灯、駐車灯、側方灯、側方照射灯及び配光可変型前照灯に係る基準の改正
「車幅灯、尾灯、制動灯及び補助制動灯並びに前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第 7 号）」、「後部霧灯に係る協定規則（第 38 号）」、「駐車灯に係る協定規則（第 77 号）」、「側方灯に係る協定規則（第 91 号）」、「側方照射灯に係る協定規則（第 119 号）」及び「配光可変型前照灯に係る協定規則（第 123 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 自動車に備える車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯、後部上側端灯、後部霧灯、駐車灯、側方灯、側方照射灯及び配光可変型前照灯に適用します。

【改正概要】

- 誤組付防止のため、光源は正規の位置以外に取り付けることができない旨の規定の明確化を図ります。

【適用時期】

- 平成 21 年 7 月 11 日以降に製作される自動車に備える車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯、後部上側端灯、後部霧灯、駐車灯、側方灯、側方照射灯及び配光可変型前照灯に適用します。

- ③ 方向指示器に係る基準の改正

「方向指示器に係る協定規則（第 6 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 自動車に備える方向指示器に適用します。

【改正概要】

- 複数光源を持つ方向指示器はこれまでどの光源が 1 つ断線しても最低光度を満たすこととしていましたが、光源が断線した際の警告の作動条件を見直し、警告を発している場合には最低光度を満たさなくてもよいこととします。
- 誤組付防止のため、光源は正規の位置以外に取り付けることができない旨の規定の明確化を図ります。*

【適用時期】

- 施行日より適用します。ただし、*については平成 21 年 7 月 11 日に製作される自動車に備える方向指示器に適用します。

- ④ 前部霧灯に係る基準の改正

「前部霧灯に係る協定規則（第 19 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 自動車に備える前部霧灯に適用します。

【改正概要】

- 認可マークの最小寸法を 12mm から 5mm に見直します。
- 既存の前部霧灯の光度要件を見直す他、新たな種別の前部霧灯を追加します。
- 誤組付防止のため、光源は正規の位置以外に取り付けることができない旨の規定の明確化を図ります。*
- LED モジュール又は放電灯を光源とする場合は、UV 放射試験と演色性試験等が適用されます。
- 前部霧灯のカットオフラインの明暗度規定を追加します。
- 車両の左右に備える前部霧灯の一組で光度要件をみたしてもよいこととします。
- 濃霧又は視認性を低下させる条件に反応して、前部霧灯の光度を定められた範囲で自動的に変化させるものでもよいこととします。

【適用時期】

- 平成 22 年 7 月 11 日以降に製作される自動車に備える前部霧灯に適用します。ただし、*については平成 21 年 7 月 11 日以降に製作される自動車から適用します。

⑤ 後退灯に係る基準の改正

「後退灯に係る協定規則（第 23 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 自動車に備える後退灯に適用します。

【改正概要】

- 誤組付防止のため、光源は正規の位置以外に取り付けることができない旨の規定の明確化を図ります。*
- 複数の光源を有する後退灯は、いずれか 1 つの光源が断線した場合に全ての光源が消灯するよう配線されている場合は、1 つの光源とみなします。
- 非交換式光源を使用する場合の配光測定方法を追加します。

【適用時期】

- 施行日より適用します。ただし、*については平成 21 年 7 月 11 日以降に製作される自動車に備える後退灯に適用します。

⑥ 灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る基準の改正

「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び被牽引自動車に適用します。

【改正概要】

- 最後部の側方反射器はこれまで尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯又は最後部に備える赤色の側方灯と集合式のもの若しくは発光面の一部を共有するものにあっては、赤色であってもよいこととしていますが、

後部反射器と集合式又は共通の発光面をもつ場合も赤色であってもよいこととします。

- それ違い用前照灯において LED モジュールが使用される場合、故障時に警告を発する点灯操作状態表示灯を備えることとします。*
- それ違い用前照灯の垂直傾斜要件に適合させるために備える照射方向調整装置は目標光束が 2000 ルーメン以下の場合には手動式でもよいこととしていますが、LED モジュールを光源とする場合は自動式とします。
- 専ら乗用の用に供する自動車であって 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの以外の自動車に備える前部霧灯の地上高はこれまで 800mm 以下としていましたが、1200mm 以下とします。
- 前部霧灯の幾何学的視認性必要範囲で 1cd 以上の光度を追加します。**
- 既存の前部霧灯について垂直初期傾斜範囲 (-1.5% 以下) を定めます。**
- 新たな種別の前部霧灯について垂直初期傾斜の範囲 ($h \leq 0.8 : -1.5 \sim -2.0\%$, $h > 0.8 : -2.0 \sim -2.5\%$ h(m) : 取り付け高さ) を定めます。また、目標光束が 2000 ルーメンを超える光源を使用する場合は規定の積載条件での垂直傾斜の範囲 ($h \leq 0.8 : -1.0 \sim -2.5\%$, $h > 0.8 : -1.5 \sim -3.0\%$) を定め、前部霧灯の垂直傾斜要件に適合させるために備える照射方向調整装置は自動式とします。
- 方向指示器の光源が断線した際の警告の作動条件を見直します。**
- 牽引自動車の後部霧灯は、被牽引自動車が連結され、かつ当該被牽引自動車の後部霧灯点灯時に自動消灯することができることとします。
- 前部上側端灯及び後部上側端灯の数はこれまでそれぞれ 2 個でしたが 2 個又は 4 個とします。
- 後退灯点灯時に両側の側方照射灯が点灯してもよいこととします。

【適用時期】

- 施行日より適用します。ただし、*については平成 21 年 7 月 11 日以降に製作される自動車から、**については平成 22 年 1 月 11 日以降に型式の認可を受ける自動車から適用します。

⑦ 再帰反射材に係る基準の改正

「再帰反射材に係る協定規則（第 104 号）」 の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上であるもの、貨物の運送の用に供する自動車及び被牽引自動車であって車両総重量が 750kg を超えるものに備える再帰反射材に適用します。

【改正概要】

- 再帰反射材の主目的は夜間における車両の被視認性向上であるため、昼間の色度要件を規定している項目を削除します。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

(3) その他

以下の項目について細目告示を改正します。

① 軽合金製ディスクホイールについての名称変更

【改正概要】

○ 軽合金製ディスクホイールについて、単輪用ディスクホイールの取付面とリム中心線間の距離の名称を、ISO等の規格に合わせ「オフセット」から「インセット・ゼロセット・アウトセット」に変更します。

【適用時期】

○ 施行日より適用します。

② ワンマンバスにおける乗降口の扉の開閉装置等に係る基準の明確化

【改正概要】

○ 乗降口の扉を閉じた後でなければ、走行装置に動力を伝達することができない構造の解除装置が、運転者席において操作することができない旨の基準を細目告示別添106ワンマンバスの構造要件において明確化を行います。

【適用時期】

○ 平成24年7月1日以降に製作された自動車から適用します。

3. スケジュール

公布：平成20年6月下旬 予定

施行：平成20年7月11日 予定

なお、ECE規則文書（原文）につきましては別紙3に掲げるホームページをご参照ください。